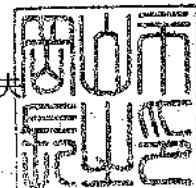


岡山市告示第 127 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和4年8月1日岡山市告示第569号により指定した区域について一部解除する。

令和5年3月10日

岡山市長 大森 雅夫



1 一部指定を解除する形質変更時要届出区域

岡山市東区金岡東町三丁目190-0番の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(別図) 一部指定解除する区域



凡例

□ : 調査範囲



：区画統合



：形質変更時要届出区域



：指定解除する形質変更時要届出区域

【起点】

起点は北緯 $34^{\circ} 37' 43.108''$ 東経 $134^{\circ} 01' 51.530''$ とし、格子の線を時計回りに 74.46° 回転させている。